

独立行政法人国際交流基金の業務・組織全般の見直し

平成28年9月
外務省

1. 基本的な考え方

今期（第3期）中期目標期間を通じて、対外発信強化や観光立国の実現、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた取組等、政策的要請に応じて国際交流基金（以下「基金」という。）に求められる役割が増大し、「アジア文化交流強化事業」や「放送コンテンツ等海外展開支援事業」等、新たな大型事業に取り組むこととなった。

次期中期目標期間においては、新たな政策課題にも対応できるような柔軟で機動的な組織運営が求められると同時に、基金がその機能を最大限発揮するための内部統制やPDCAのサイクルの強化といった組織マネジメントの更なる強化も求められるところ、基金の業務・組織全般について以下の見直しを行い、第4期中期目標及び中期計画の策定を行うこととする。

2. 事務及び事業の見直し

（1）地域・国別事業方針による事業【現状維持】

平成24年度以降、それまでの拠点所在国の国別方針に加え、地域別方針を策定することとしたことは、大きな外交政策の流れとの連動を図る上で有益であった。地域別方針に基づいて定めた重点地域を中心にメリハリのある効果的な事業が展開されていることに加え、外交上の重要な機会を捉えた機動的な事業の実施が図られている。

今後の地域別・国別方針については、法人のPDCAサイクルにより一層活かしていくことが期待され、各年度のサイクルに加え、中期戦略についてもPDCAの概念を確立することとする。この観点から、また、より正確な事業実績の把握及びその分析のためにも、成果の評価及びその説明のための指標につき、更なる検討を進める。

（2）分野別事業方針等による事業の実施

① 文化芸術事業の推進及び支援【現状維持】

基金の専門性を活かした質の高い、よりインパクトのある事業を、外交政策とも有機的に連動させつつ、引き続き実施していく。

一部事業については、国内プレスでも取り上げられる等しているが、高い成果を上げた事業については、国内における広報にも積極的に取り組み、基金の活動に対する国民の理解がより一層得られるよう努めていく。

② 海外日本語教育、学習の推進及び支援【現状維持】

平成 27 年 6 月の行政事業レビュー公開プロセスにおいて、日本語事業について「国別・地域別の中期的な目標を設定し、資源の適正な地域配分に努めるべき。事業全体及び個別のスキーム毎の費用対効果が見えにくい。評価できるシステムを真剣に検討すべき。」等の指摘がなされたことを受け、国別・地域別の中長期的な目標設定や外部有識者からの評価・助言を受ける仕組みの導入など適切な措置を講じる。この点については、基金は、平成 28 年 4 月に、有識者の委員で構成される「国際交流基金の運営に関する諮問委員会」において既に議論を開始している。その議論の結果も踏まえて、今後、次期中期計画や評価制度のあり方等の検討を行う。

③ 海外日本研究・知的交流の促進【現状維持】

日本研究支援に関し、次期中期目標期間においては、分野のバランスに留意しつつ、在外公館とも連携しての実態把握を踏まえ、支援戦略の検討が必要である。また、米国をはじめとする主要国においては、日本を主たる専門分野とする研究者への支援に加え、より幅広い学問的分野において高い発信力を有する研究者に日本に関連する研究情報を提供したり、それら研究者と日本人研究者とのネットワーク構築を促進することで、日本関連研究のプレゼンス維持・向上を目指す。

知的交流事業については、自律的、持続的なネットワークの維持を図るべくフォローアップに引き続き取り組む。

各プログラムの戦略性向上に取り組むに際しては、事業経費の減少による事業成果への影響をも精査した上で、よりメリハリのついた予算配分を検討する。

④ 「アジア文化交流強化事業」の実施【要検討】

「日本語パートナーズ事業」は 2020 年度までの派遣人数の数値目標（3,000 名）を念頭に、更なる事業の拡大が求められる。そのため特に、質量ともに十分な人材を確保するための広報強化を図る。また、併せて、派遣者に係る危機管理体制の強化等に着実に取り組み、安全な事業運営を図る。

⑤ 東日本大震災からの復興に資する事業の実施【要検討】

震災の体験と教訓を国際社会と共有する事業を実施していくことは重要であるが、次期中期目標期間に向けて、その後に生じた熊本震災等及び地方創生という政策的要請を踏まえ、本件事業自体の位置付けをどうするか再検討する。

⑥ 国際文化交流への理解及び参画の促進と支援【現状維持】

今期中期目標期間において、SNS 等による情報発信は、飛躍的に増えたが、今後は一方的な発信にとどまらず、フォロワーの反応を適切にフォローできるような仕組み作りに取り組む。

国内・海外事務所のライブラリー運営については、利用者のニーズ調査等を行い、利用者にとってより魅力的な場所になるような工夫を行う。

⑦ 海外事務所の運営、京都支部の運営／国際文化交流のための施設の整備に対する援助等の事業【現状維持】

海外事務所の運営については、引き続き運営経費の効率化に努めつつ、各拠点の存在が現地での基金や日本のプレゼンスの維持・拡大をもたらすための新しい工夫も行う。

また、「国際文化交流のための施設の整備に対する援助等の事業」においては、活動の一部を基金が支援していることを明確にし、基金の国内外における認知度を向上させる取組を行う。

3. 組織の見直し

1. 「基本的な考え方」に記載のとおり、基金に求められる役割が増大していることを踏まえ、政策的要請に基づいて新たな課題に対応する必要性が生じた場合等には、必要な効率化を図りつつ、機動的に組織の再編を行うこととする。

4. その他

(1) 業務運営体制の整備

① 組織体制・人材育成の強化

上記のとおり、常に必要な効率化を図りつつ、国際環境や政策の変化に対応した組織体制の見直し及び充実を図るほか、新たな役割に対応していくための人材については、民間法人等との人事交流も含めた優秀な人材の確保及び職員的能力育成の一層の強化を行う。

② 内部統制の強化

平成 27 年 4 月に施行された独立行政法人通則法の改正（以下「通則法改正」という。）に伴い、内部統制強化のための体制や規程の整備等が行われたところである。今後はその運用の定着とともに、有効性のチェックを行い、随時内容を見直しながら体制の向上を図る必要がある。また、政府の方針も踏まえながら、ソフト及びハードの両面において情報セキュリティに関する適切な対応を取る。

③ 法人運営の PDCA サイクルの強化

通則法改正を踏まえ、次期中期目標及び中期計画においては、適切な定量的指標の設定を行うとともに、業務特性により定量的指標による評価が適さないものについては、国民に分かりやすく明確な定性的指標を設定することにより、法人の成果の評価を更に透明化し、業務の PDCA サイクルの定着及び強化を一層充実させる。

(2) 財務内容の改善

① 業務達成基準の適用

独立行政法人改革に伴い「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」が改定され、運営費交付金の収益化基準については原則、業務達成基準を採用することとされたことを受け、経営改善・合理化のための適切な対応が求められており、従来以上に精密な投入費用の監理と適切な予算配分に努める。

② 自己収入の確保

引き続き、寄附金・協賛金を含む自己収入の確保・拡大に向けた継続的な取組に努める。

独立行政法人国際交流基金に係る政策体系図

外務省の政策体系

地域別外交	領事政策
分野別外交	外交実施体制の整備・強化
広報、文化交流及び報道対策	経済協力
➤ 国際文化交流の促進	分担金・拠出金

国の基本方針

- 我が国の外交政策の柱（外務省設置法第4条第1項第1号）
安全保障、対外経済関係、経済協力、文化その他の分野における国際交流
- 経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2016（平成28年6月閣議決定）
『ジャパン・ハウスなどの広報文化拠点の効果的活用を含めた戦略的対外発信を通じた日本の「正しい姿」や多様な魅力の発信及び親日派・知日派の育成、青年を含む人的・文化交流の活性化』
『コンテンツの輸出や文化の創造・対外発信などクールジャパン戦略を推進』
- 観光ビジョン実現プログラム2016（平成28年5月観光立国推進閣僚会議決定）
『在外公館・国際交流基金（JF）による文化事業等を通じ、我が国の多様な文化の魅力を発信』
『日本の放送コンテンツを途上国等のテレビ局へ無償で提供』
- 2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年10月閣議決定）
『日本文化の魅力を世界に発信するとともに、地方創生、地域活性化につなげる』

中期的な政策課題

- 文化・芸術を通じた日本と国際社会の相互理解の促進
- 海外における日本語教育の質の向上及び日本語への関心層増加、学習者の裾野拡大
- 海外における対日関心層拡大に資する日本研究支援、日本と海外の研究者等の知的交流の促進



次期中期目標期間（平成29—33年度）において国際交流基金が果たすべき役割

政府の外交政策に基づいて、我が国の文化外交の実施機関として、総合的かつ効率的に国際文化交流事業を実施

- 文化の分野における多様な魅力の発信、対日関心層の拡大
 - 文化芸術交流事業の推進及び支援
 - 海外日本語教育、学習の推進及び支援
 - 海外日本研究・知的交流の推進及び支援
- 個別の政策課題への対応
 - 「アジア文化交流強化事業」の実施
 - 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた日本文化の対外発信